|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木土木事務所 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載していないもの及び更新を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | DIPΦ75㎜　L=7.4ｍ | 配水管埋設 | 免除 | （注１）  R３.４.１～R４.３.31 | | 土地 | 857.08㎡ | 道路 | 免除 | （注１）  R３.４.１～R４.３.31 | | 土地 | 636.45㎡ | 通行使用 | 免除 | （注１）  R３.４.１～R４.３.31 | | 土地 | 1,450.08㎡ | 大住町児童遊園として使用 | 免除 | （注２）  R３.４.１～R４.３.31 |   （注１）公有財産台帳に登載されていなかった。  （注２）公有財産台帳では許可期間が、「H27.４.１～H28.３.31」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | 行政財産の使用許可の情報が更新されていなかったものについては、速やかに公有財産台帳管理システムにより登録を行った。  　また所内課長会議で報告するとともに、該当する関係課職員をはじめ、事務所全体職員に対し、注意喚起を行った。  今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。 |

公有財産台帳の登載誤り

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月29日）